

# 一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会審査日程

日時 令和2年9月2日、4日

場所 第2委員会室、大会議室

議案第78号 令和元年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第89号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算(第11回)について

## 補正予算

### 審査番号①

(1) 歳出(特定財源を含む)に係る説明

- 2-1-26 文化スポーツ推進課(歳入21-4-2)
- 2-3-1 市民課(歳入15-2-1)
- 3-1-1、3-3-1 社会福祉課(歳入15-2-2)

(2) 歳出(特定財源を含む)に係る質疑

## 決算認定

審査番号	項目	ページ	審査事業	担当部・課						
民①	2 款 総務費 1 項 1、5、11、13、16、17、19～27、30 目、3 項 1 目 ※2-1-1は空家等対策事業費のみ、2-1-5は広聴事業費のみ、2-3-1は旅券発給事務費を除く	114-119 122-123 130-133 134-151 154-157	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>15</td><td>24</td></tr><tr><td>25</td><td>26</td></tr></table>	15	24	25	26	市民部の該当課		
	15	24								
25	26									
7 款 商工費 1 項 3 目	232-235									
民②	3 款 民生費	164-197	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>16</td><td>17</td></tr><tr><td>18</td><td>19</td></tr><tr><td>23</td><td></td></tr></table>	16	17	18	19	23		福祉部の該当課、市民活動推進課
	16	17								
18	19									
23										
10 款 教育費 4 項 1 目 ※10-4-1は20節扶助費のみ	270-273									

民③	4 款 衛生費 ※4-1-3は浄化槽設置推進事業費、 山口県合併処理浄化槽普及促進協 議会負担金を除く	196-213	20 21 22	子育て支援課、健 康増進課、環境課
	11 款 災害復旧費 4 項 1 目	290-291		環境課
民④	歳入 (民生福祉常任委員会所管部分)			
	13 款 2 項 1、2 目	64-65		
	14 款 1 項 1～3 目、2 項 1～3 目、3 項	64-67 70-73		
	15 款 1 項 1、2 目、2 項 1～3、 5、6 目、3 項 1、2 目	72-81		
	16 款 1 項 1、2 目、2 項 2、3、 5 目、3 項 1、2 目	80-89		市民部、福祉部
	17 款 1 項 1 目、18 款 1 項 3 目	90-93		
	21 款 3 項 1 目、4 項 2 目 2～4 節、3 目	96-107		
	22 款 1 項 1～3、8 目	106-107 110-111		

- ※1 審査は審査番号ごとに職員を入れ替えながら行います。
- ※2 決算認定の審査番号③の衛生費は4日の午後3時から行い、終了後、審査番号④の歳入を行います。審査番号②の民生費の一部については、先送りとなることもあります。
- ※3 決算審査の方法は、審査番号ごとに次の順序で行います。
- (1) 審査対象事業の説明及び質疑（複数ある場合は、1事業ごと）
  - (2) 上記以外の部分の質疑
- ※4 分科会を9月2日は**第2委員会室**、9月4日は**大会議室**で開催します。

# 国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用関係 改正概要

## 改正の背景

- マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度。住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者は利用できない現状
  - 国外に長期滞在する日本国民が増加
  - デジタル化の進展により、官民のオンライン手続が多様化しており、国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズの高まり
- 例) ・マイナポータルの利用 ・年金の現況届等の手続もオンラインで可能に  
・将来的には在外投票におけるインターネット投票

<参考> ・国外に滞在する日本国民 約135万人(平成29年)  
※住民基本台帳法制定時の昭和40年代前半と比較して約4倍  
・年間に出国する日本国民 約17万人(平成29年)

国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、  
国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現

### 住民基本台帳法の一部改正

- ① 戸籍の附票の記載事項の追加  
【現行】氏名・住所⇒【改正後】4情報・住民票コード
- ② 附票ネットワーク(仮称)の構築
  - i) 国の機関等に対し、国外転出者の本人確認情報を提供
  - ii) 国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証の発行等に本人確認情報を利用

### 公的個人認証法の一部改正

- ① 国外転出者に対する電子証明書発行の実現
  - i) 附票管理市町村長を経由してJ-LISが発行
  - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長を経由して発行することで国外転出しても継続有効 等)
- ② 国外転出者の電子証明書の失効事由の整備
  - i) 附票ネットで死亡等を覚知した場合に失効

### マイナンバー法の一部改正

- ① 国外転出者に対するマイナンバーカード発行の実現
  - i) 附票管理市町村長が発行
  - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長が記載事項変更を行うことで国外転出しても継続有効)

施行期日: 公布の日から5年以内で政令で定める日